

様式第7号（第8条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

第61-4号

申請者 住所 長泉町元長窪895-251

氏名 日本トリートメント産業株式会社

代表取締役 望月 章雄

一般廃棄物処理業許可証

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の規定により一般廃棄物処理業を許可する。

令和6年4月1日

長泉町長

池田

修



- 1 許可する業務 一般廃棄物(ごみ)の収集、運搬
- 2 許可期限 令和8年3月31日
- 3 その他の条件
 - (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守し、環境保全に留意すること。
 - (2) 一般廃棄物は、ていねいに扱うこと。
 - (3) 一般廃棄物の運搬途中において道路、その他へ散乱しないようにすること。
 - (4) 道路交通法を厳守し、交通安全に充分留意すること。
 - (5) 町において処分するときは、指示に従うこと。
 - (6) 収集車両購入の際には低炭素化に配慮した車両を検討すること。

(注)

- 1 業務休止し、又は廃止しようとするときは、その15日前までに業務休止（廃止）届を提出すること。
- 2 この許可証を亡失し、又は損傷したときは、速やかに再交付申請書を提出して許可証の再交付を受けること。
- 3 この許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- 4 許可事項の変更を求めようとするときは、あらかじめ許可事項変更申請書を提出すること。
- 5 当初の許可申請事項を変更しようとするときは、あらかじめ業務変更承認申請書を提出して町長の承認を受けること。
- 6 次に該当するときは、この許可証を返納すること。
 - ・ 業を廃止し、許可の期間が満了し、又は許可を取り消されたとき。（7日以内に）
 - ・ 死亡し、合併し、又は解散したとき。（直ちに）
 - ・ 業務の全部の停止を命ぜられたとき。（停止期間中）